

抗菌性飼料添加物の取扱いについて

I. 背景

1. 薬剤耐性（AMR）は、世界的に深刻な健康上の脅威となっており、世界全体で協調して対策を進めていく必要がある。
2. 抗菌剤は、我が国の畜産分野においては、疾病の治療等を目的とした「動物用医薬品」と、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進、家畜の健全な発育促進を目的とした「抗菌性飼料添加物」として使用されている。農林水産省畜水産安全管理課では、家畜を含む動物分野における AMR 対策推進のため、疾病予防の推進による抗菌薬の使用機会の削減や慎重使用を中心とした施策を講じている。
3. 「抗菌性飼料添加物」については、生産現場において、良質な畜産物の安定的な生産に寄与するものとして利用されているが、これらは、飼料添加物としての効果、家畜及び畜産物を介したヒトへの安全性について評価を受け、また、AMR の観点からヒトの健康に悪影響を及ぼすおそれについて無視できると評価されたものに限られている。

II. 現状と今後の対応（案）

1. 「抗菌性飼料添加物」の分類等の見直し

今後の AMR 対策の推進と国際的な関心の高まりへの対応のため、対策に重点を置く抗菌性飼料添加物を明確化し、現場への指導をより詳細にしていくことが国内外の信頼確保に重要である。このため、以下 2 点の見直しを行う。

（1）現在合成抗菌剤として扱っている物質のうち、抗菌作用を有しないものの取扱い

① 現状

現在、AMR 対策^{（※1）}の対象は、抗菌性飼料添加物（抗生物質及び合成抗菌剤）である。

一方、現在、合成抗菌剤として扱っている物質のうち、以下の 4 物

質は、食品安全委員会の食品健康影響評価において、代表的な腸内細菌等に抗菌活性を示さないものであり、家畜等に給与された場合に薬剤耐性菌を選択する可能性はないと評価されている。

{

 アンプロリウム、 エトパベート
 クエン酸モランテル、 ナイカルバジン

}

(※1) 適正使用について周知・啓蒙、使用量削減の推進、
流通量モニタリング結果の公表等

② 見直し方向（案）

上記の4物質は、代表的な腸内細菌等に抗菌活性を示さないことから、AMR対策に取り組むべき対象から外す。

具体的には、飼料安全法施行規則、告示^(※2)等の改正を行い、飼料安全法における「抗菌性物質製剤」「抗菌性飼料添加物」に該当しないものとして取り扱うこととする。

ただし、引き続き「製造の課程で特別の注意を必要とするもの」として、基本的な管理措置は求める。

【合成抗菌剤(現行)に求められる主要な管理措置】

飼料・飼料添加物の種類		飼料製造管理者の設置	製造管理・管理分析等	AMR 対策
飼料添加物	合成抗菌剤 (抗菌作用あり)	要	要	要
	合成抗菌剤 (抗菌作用なし)	要	要	要⇒対象外
飼料	合成抗菌剤 (抗菌作用あり) を含む飼料	要	要	要
	合成抗菌剤 (抗菌作用なし) を含む飼料	要	要	要⇒対象外

(※2)・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第31条

- ・昭和51年農林省告示第752号(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤)
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第5条第2号の規定に基づき農林水産大臣が指定する飼料添加物を定める件(告示、新設)

(2)「特定の病原寄生生物による家畜等の幼齢期における生産性低下の防止」を効果とする抗菌性飼料添加物の取扱い

① 現状

現在、飼料添加物の指定に際して評価する事項については、飼料添加物の評価基準(※3)により定めている。

当該評価基準において、抗菌性飼料添加物は、「家畜等の成長の促進又は飼料効率の改善」(以下「成長促進」という。)又は「特定の病原寄生生物による家畜等の幼齢期における生産性の低下の防止」(以下「生産性低下の防止」という。)の効果を有することが確認されたものについて指定が認められることとされている。

一方、指定に際しては、いずれの効果が確認されたものについても、「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」を用途とする飼料添加物として指定されている。

(※3) 飼料添加物の評価基準の制定について

〔平成4年3月16日付け4畜A第201号
農林水産省畜産局長水産庁長官通知〕

② 見直し方向(案)

諸外国においては、コクシジウム等の寄生虫による生産性低下を防止する効果のある物質は、畜産生産において必要不可欠なものとして、成長促進目的の物質とは区別して取り扱われている。

このような状況を踏まえ、飼料添加物の用途として、「生産性低下の防止」を用途として「飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保(案)」を新設するとともに、当該効果を確認して指定された飼料添加物について、当該用途の飼料添加物として取り扱うこととする。

具体的には、飼料安全法施行規則の改正を行い、飼料添加物の用途を新設するとともに、指定された飼料添加物を定めた告示の改正を行い、生産性低下の防止を効果とする物質を新設した用途に移行する。

【飼料添加物の用途】

現行	見直し方向（案）
1. 飼料の品質低下の防止	1. 飼料の品質低下の防止
2. 飼料の栄養成分その他有効成分の補給	2. 飼料の栄養成分その他有効成分の補給
3. 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進	3. 飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進
	4. 飼料が含有している栄養成分の本来の利用の確保（案）

2. 「抗菌性飼料添加物」の今後の取扱いの検討

1の（1）の見直しを行った上で、引き続き「抗菌性飼料添加物」として取り扱う物質については、今後の取扱いについて検討を進める。

例：抗菌性飼料添加物の効果等の再点検等

Ⅲ. 今後の予定（案）

Ⅱの1の（2）について、「生産性低下の防止」の効果を確認して指定された飼料添加物を、新設した用途へと移行するに当たり、今後、指定当時に確認した効果を事務局において整理し、飼料安全部会飼料添加物効果安全性小委員会に確認を行った上で、次回以降の飼料分科会に報告を行う予定。